

令和 7 年 10 月 20 日制定（国空無機第 261145 号）

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長

航空法第 87 条第 1 項の許可について

第 1 部 総 則

1. 目 的

この通達は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機（以下「無操縦者航空機」という。）の飛行に関して行う許可について、その申請及び許可等に関する所要事項を規定し、取扱いの便を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この通達は、航空法第 87 条第 1 項の規定に基づく許可を受けて、以下に該当する飛行を行おうとする場合に適用する。なお、以下に該当しない飛行の場合は、機体や運航の特性に応じて、個別に審査を行う。

- (1) 航空法第 11 条第 1 項ただし書の許可を受けた航空機による飛行
- (2) 有効な耐空証明を受けた航空機による第 3 部に定める条件を満たす飛行

3. 許可の申請

航空法第 87 条第 1 項の規定に基づく許可を受けようとする場合は、遅くとも希望する飛行開始日の 1 か月前までに以下の提出先に申請書を提出すること。

【提出先】

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号：03-5253-8615

メールアドレス：hqt-aam_flight_test@gxb.mlit.go.jp

4. 許可期間

許可期間は、原則として 1 年以内とする。

5. 雜 則

本通達における規定にかかわらず、無人航空機安全課長が飛行の安全性が確保されると判断する場合には、航空法第 87 条第 1 項に基づく許可を行うことができるものとする。

第2部 航空法第11条第1項ただし書の許可を受けた航空機による飛行

1. 適用

第2部は、航空法第11条第1項ただし書の許可を受けた航空機の飛行に適用する。

2. 申請

申請書の記載事項及び記載上の注意事項については、次のとおりである。なお、申請に当たっては「「空飛ぶクルマ」の試験飛行等に係る航空法の適用関係のガイドライン」（航空局無人航空機安全課）も参考となる。

2-1 申請者の住所及び氏名並びに緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号

2-2 希望する飛行開始日及び飛行終了日

2-3 航空機及び無線通信の概要

2-3-1 航空機の種類、型式、製造者、製造番号、国籍及び登録記号

2-3-2 航空機の概要（機体の諸元・性能・概形、機上機能・設備（外部監視カメラ、GPS等）、機体側無線設備等）

2-3-3 試験飛行等を行うための航空法第11条第1項ただし書の規定に基づく国土交通大臣の許可書の写し（申請中の場合はその旨を記載するとともに、航空法第11条第1項ただし書の許可の申請書の写しを提出すること。）

2-3-4 地上施設・設備の概要

2-3-4-1 地上施設・設備の大きさ、概形等

2-3-4-2 外部監視カメラ用モニター（画面サイズ、描画性能等）

2-3-4-3 電源設備

地上施設・無線設備に必要となる電力が運航中確保できることについて根拠をもって示すこと。

2-3-4-4 無線設備

2-3-5 操縦システム（無線通信システムを含む。）の概要

操縦システムの概要を記載すること。特に、操縦に係る無線通信（C2（Command & Control）リンク及び外部監視カメラの画像転送等のためのもの）については、飛行の安全性に大きく関わるため、そのシステム構成、使用周波数、使用機器の仕様、性能等の詳細を明らかにすること。また、飛行を計画する地域又は場所において、航空機と地上局間で必要な通信を行うことができることについて根拠をもって示すこと。その際、携帯電話事業者の無線通信ネットワークを利用して操縦を行う場合は、携帯電話事業者が定める手続きを行っていること及び飛行を行うに当たり必要な通信品質が確保可能な区域内であること並びに複数事業者のネットワークを使用することによる通信系統の冗長化など飛行の形態やリスク分析結果に応じた安全対策を講じていることについて示すこと。

なお、空撮した映像の伝送、テレメータ用データ等の操縦に直結しない無線通信については、操縦に係る無線通信とは明確に区別して申請書に記載すること。

2-3-6 操縦の方法

遠隔操作（遠隔操縦施設から人が遠隔で操作すること。）による飛行、自動飛行又

は自律飛行の別を記載すること。

2-3-7 飛行方式の区分

計器飛行方式又は有視界飛行方式の別を記載すること。

2-3-8 飛行経路及び高度

特定の地域又は場所で飛行する場合にあってはその地域又は場所を記載し、地図上に具体的な飛行経路及び飛行高度を示した図面を添付すること。

2-4 遠隔操縦者

2-4-1 遠隔操縦者の氏名及び年齢（18歳以上であること。）

2-4-2 操縦に係り保有している資格（航空従事者技能証明を保有している場合はその資格、番号及び付されている限定事項を記載するとともに、当該技能証明書の写しを添付すること。）

2-4-3 申請の内容を考慮した必要最低人員及び代替要員

2-5 遠隔操縦者の知識、技能及び健康状態

2-5-1 一般知識等

遠隔操縦者が、航空工学（飛行理論に関する一般知識、無操縦者航空機の一般知識、遠隔操縦装置に関する一般知識、C2リンクの一般知識及び当該機の種類に応じた知識を含む。）、航空気象、空中航法、航空通信及び航空法規に関する一定の知識並びに当該機の種類に応じた技能を有していることについて、根拠（保有している航空従事者技能証明、訓練、審査方法、審査結果等）をもって示すこと。なお、空中航法及び航空通信に関する知識については、飛行の内容に必要なものに限ることとしてよいものとする。

2-5-2 遠隔操縦者が、設計・製造者から提供されるマニュアル、訓練プログラム等に基づき、飛行させようとする機体の操作、特性等を踏まえ必要とされる知識及び技能を習得していることについて、根拠（訓練、審査方法、審査結果等）をもって示すこと。なお、当該訓練等の内容の妥当性（飛行の形態等を踏まえて当該訓練等の内容が十分であると判断した評価内容とその結果）についてもあわせて示すこと。

2-5-3 最近の飛行経験

計器飛行を行う場合には、航空法施行規則（運輸省令第56号）第161条に規定する航空機乗組員に必要な経験に準拠した経験を有することを示すこと。

2-5-4 健康状態

「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」（平成8年10月1日制定 空乗第181号）別紙2（超軽量動力機等操縦者健康診断判定基準）に準じ、実施する飛行に必要な項目と基準を申請者において設定して健康診断を行い、遠隔操縦者の健康状態に問題がないことについて、根拠をもって示すこと。（ただし、航空法第31条に基づく有効な航空身体検査証明書を有している場合は、その写しの提出をもってこれに代えることができる。）

2-5-5 遠隔操縦者が適切な健康状態で操縦を行うための体制

アルコール、薬物又は身体障害等により正常な運航ができないおそれがある場合は飛行を実施しない体制となっていることも含め、遠隔操縦者が適切な健康状態で

あることを飛行前に確認するための体制が構築されていることを示すこと。

2-6 運航体制

- 2-6-1 遠隔操縦者のうち 1 名が、遠隔操縦者その他操縦に関する者を指揮監督する機長として選定されていることを示すこと。機長は、航空法において求められる機長の責務に係る規定を遵守すること。
 - 2-6-2 飛行時において、通常手順（外部監視の対応手順を含む。）並びに飛行させる航空機に搭載された発動機等の故障、無線通信又は制御系統の不具合、遠隔操縦者の体調不良が生じた場合等の非常時における判断・対応手順等が設定され、必要な対応をとるための体制が構築されていることを示すこと。なお、遠隔操縦者その他操縦に関する者がその業務を行うに当たっては、航空法第 99 条第 1 項の規定により提供される情報を利用してこれを行うよう努めるなど、航空法において航空機乗組員が遵守すべき規定に留意すること。
 - 2-6-3 飛行全体の責任者が選定されるとともに、飛行に関わる各者の責務・分担等が明確化されていることを示すこと。機長を含む遠隔操縦者が複数の場合には、それぞれの遠隔操縦者の責務・分担、非常時等における相互連携等についても明確化されていること。なお、遠隔操縦者が他の航空機その他の物件と衝突しないように行う見張りの方法についても明確化されていることを示すこと。
 - 2-6-4 遠隔操縦に必要な地上設備も考慮した整備方式が定められていることを示すこと。
 - 2-6-5 申請者が安全な飛行のため必要と考える運用上の制限及び操作
 - 2-6-6 遠隔操縦者その他操縦に関する者の安全（保護）並びに地上の人又は物件に対する措置
 - 2-6-7 総合的な安全対策（関係者との連絡体制、不測・緊急事態への対応、飛行に応じた特別な安全対策 等）
- ## 2-7 無線局免許等の状況
- 無線機器の利用に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）において必要となる無線局免許の取得等の所要の手続の状況
- ## 2-8 航空法上必要な他の要件及び関連法上の要件に対する手続事項の概要
- ## 2-9 その他当該飛行が安全であることを示す特筆すべき事項

3. 申請の審査及び許可条件

- 3-1 航空法第 87 条第 1 項の規定に基づく許可申請があった場合、書類又は実機の検査によって飛行の安全性について審査し、許可に当たっては必要に応じて許可条件を付す。
- 3-2 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付し、若しくは既に付した条件を変更することがある。
- 3-3 許可を受けた飛行について、航空局から求められた場合には、飛行実績の報告をする体制となっていること。また許可の更新としての申請である場合は、前回許可を受けてから今回の申請までの飛行実績を示すこと。

第3部 特定の条件を満たす場合

1. 適用

第3部は、有効な耐空証明を受けた航空機による以下の全てを満たす場合の飛行に適用する。

- ①機体への搭乗が可能かつ遠隔操縦が可能な電気を動力源とする垂直離着陸飛行機又はマルチローターを使用
- ②飛行範囲を限定するジオフェンス等の機能を使用
- ③常に遠隔操縦者の監視の下で行う搭乗者（※1）の操縦体験等のための飛行
- ④遠隔操縦者の目視（※2）の範囲内での飛行

※1 操縦体験等を行う搭乗者は、当該搭乗を行うまでに航空法第28条第3項の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けている必要がある。

※2 「目視」とは、遠隔操縦者本人が自分の目で見ることをいうものとする。したがって、「遠隔操縦者の目視の範囲内での飛行」とは、遠隔操縦者本人が自分の目で見て航空機の位置や姿勢を把握できる範囲内での飛行を意味する。このため、補助者による目視は該当せず、また、飛行状況を専らモニターを用いて見ること及び双眼鏡やカメラ等を用いて見ることは、視野が限定されるため「目視」には該当しない。なお、安全な飛行を行うためにバッテリー残量を確認する目的等で当該航空機から一時的に目を離し、モニターを確認する等は目視の範囲内とする。

2. 申請

申請書の記載事項及び記載上の注意事項については、次のとおりである。

2-1 申請者の住所及び氏名並びに緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号

2-2 希望する飛行開始日及び飛行終了日

2-3 航空機及び無線通信の概要

以下を除き、第2部2-3を適用する。

①第2部2-3-3に規定する事項に代えて、現在有効な耐空証明書及び運用限界等指定書の写し。

②第2部2-3-5に規定する操縦に係る無線通信（C2（Command & Control）リンク及び外部監視カメラの画像転送等のためのもの）についてのシステム構成、使用周波数、使用機器の仕様、性能等の詳細については、飛行規程、整備手順書等の該当頁の写しの提出をもってこれに代えることができる。

2-4 遠隔操縦者

2-4-1 遠隔操縦者の氏名及び年齢（18歳以上であること。）

2-4-2 遠隔操縦者の保有する航空従事者技能証明、番号及び付されている限定事項（当該技能証明書の写しを添付すること。全ての遠隔操縦者が航空従事者技能証明を取得していること。また、事業を行う場合にあっては、定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格であること。）

2-4-3 申請の内容を考慮した必要最低人員及び代替要員

2-5 遠隔操縦者の知識、技能及び健康状態

2-5-1 一般知識等

遠隔操縦者が、航空工学（飛行理論に関する一般知識、無操縦者航空機の一般知識、遠隔操縦装置に関する一般知識、C2 リンクの一般知識及び当該機の種類に応じた知識を含む。）、航空気象、空中航法、航空通信及び航空法規に関する一定の知識並びに当該機の種類に応じた技能を有していることについて、根拠（保有している航空従事者技能証明、訓練、審査方法、審査結果等）をもって示すこと。

また、これらの知識及び技能を維持するための定期訓練、審査等の計画を示すこと。

2-5-2 遠隔操縦者が、設計・製造者から提供されるマニュアル、訓練プログラム等に基づき、飛行させようとする機体の操作、特性等を踏まえ必要とされる知識及び技能を習得していることについて、根拠（訓練、審査方法、審査結果等）をもって示すこと。なお、当該訓練等の内容の妥当性（飛行の形態等を踏まえて当該訓練等の内容が十分であると判断した評価内容とその結果）についてもあわせて示すこと。

また、これらの知識及び技能を維持するための定期訓練、審査等の計画を示すこと。

2-5-3 最近の飛行経験（第3部では計器飛行は想定されないため記載不要）

2-5-4 健康状態

航空法第31条に基づく有効な第一種又は第二種航空身体検査証明書の写しを提出すること。

2-5-5 遠隔操縦者が適切な健康状態で操縦を行うための体制

アルコール、薬物又は身体障害等により正常な運航ができないおそれがある場合は飛行を実施しない体制となっていることも含め、遠隔操縦者が適切な健康状態であることを飛行前に確認するための体制が構築されていることを示すこと。

2-5-6 飛行経歴

遠隔操縦者の保有している航空従事者技能証明において限定を受けた航空機の種類と異なる種類の航空機を運航する場合には、対象の業務に従事するために必要な経歴として航空局無人航空機安全課が指定する期間の飛行経歴を有すること。

2-6 運航体制

第2部2-6を適用する。

2-7 無線局免許等の状況

第2部2-7を適用する。

2-8 航空法上必要な他の要件及び関連法上の要件に対する手続事項の概要

2-9 その他当該飛行が安全であることを示す特筆すべき事項

3. 申請の審査及び許可条件

3-1 航空法第87条第1項の規定に基づく許可申請があった場合、書類又は実機の検査によって飛行の安全性について審査し、許可に当たっては必要に応じて許可条件を付す。

3-2 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付し、若しくは既に付した条件を変更することがある。

3-3 許可を受けた飛行について、航空局無人航空機安全課から求められた場合には、飛行実

績の報告をする体制となっていること。また許可の更新としての申請である場合は、前回許可を受けてから今回の申請までの飛行実績を示すこと。

附則（令和7年10月20日）

1. 本通達は、令和7年10月20日から適用する。
2. 本通達の適用の際現に航空法第87条第1項の許可を受けている航空機及び同条項の許可を申請中の航空機については、当該許可を受けた期間中において本通達は適用しない。